

## 平成27年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

平成27年12月9日(水曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第58号議案から第73号議案まで

質 疑

委員会付託

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

- |      |     |   |   |   |
|------|-----|---|---|---|
| 1 番  | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番  | 中 尾 |   |   | 勉 |
| 3 番  | 黒 田 | 健 |   | 一 |
| 4 番  | 甲 斐 | 明 |   | 美 |
| 5 番  | 井ノ口 | 憲 |   | 治 |
| 6 番  | 阿 部 | 輝 |   | 之 |
| 7 番  | 土 谷 | 信 |   | 也 |
| 8 番  | 近 藤 | 紀 |   | 男 |
| 9 番  | 成 重 | 博 |   | 文 |
| 10 番 | 安 達 |   |   | 隆 |
| 11 番 | 松 本 | 博 |   | 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 |   | 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 |   | 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 |   | 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 |   | 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 |   | 文 |
| 17 番 | 菅   | 健 |   | 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 |   | 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一

市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総務課 長	佐 藤 之 則
財政課 長	安 藤 隆 治
企画情報課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課 長	川 口 達 也
保険年金課 長	飯 沼 憲 一
社会福祉課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課 長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課 長	伊 南 富 士 子
環境課 長	後 藤 史 明
商工観光課 長	河 野 真 一
農林振興課 長	吉 止 勝 幸
農地整備課 長	都 甲 賢 治
建設課長兼都市建築課 長	永 松 史 年
上下水道課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課 長	尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課 長	
	宗 直 長
総務課 参事兼人事給与係 長	

丸山野 幸 政

総務課 総務法規係長兼秘書係 長

近 藤 毅

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課 長	佐 藤 清
教育庁学校教育課 長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、第58号議案から第73号議案までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君、18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。議席番号4番、日本共産党の甲斐明美です。第58号議案について質疑します。

大分県農地・水・環境保全向上対策事業の多面的

機能支払交付金についてですが、今回の補正では553万7,000円が計上されています。この制度は、多数の中山間地域の支援に役立っていると思いますが、5年間の長い期間にわたっての計画となります。申告により多額の予算を扱うことになりまして、チェック機能も大事になろうかと思えます。

そこで、今回の補正の553万7,000円の内訳と事業内容、そして市が行政として監督している具体的な内容を教えてください。

もう一つ、第69号議案について質疑します。

1つ目は、豊後高田市住民基本台帳カードの交付ができなくなるに当たって、このカードの取得による効果について質疑します。

2つ目、交付を受けている方の今後の取り扱いについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 農地整備課長、都甲賢治君。

○農地整備課長（都甲賢治君） 第58号議案のうち、多面的機能支払交付金についてお答えします。

この制度は、さきの9月定例会で阿部議員の質問に対してお答えしましたとおり、国土の保全や水源の涵養、環境の形成等の多面的な機能を保全するための助成制度です。

この事業の活動組織を設立するに当たっては、地域の農業者を始め、関係する自治会などの住民が互いに信頼し、協力して取り組むことを前提としています。

今回は、新たに4つの組織が事業に取り組むことになりましたので、交付金の増額を補正するために提案いたしました。4つの組織で約109ヘクタールの農地面積となります。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 市参事兼市民課長、山田真一君。

○市参事兼市民課長（山田真一君） 第69号議案についてのご質疑にお答えをいたします。

現在、住民基本台帳カードは、身分証明書などの本人確認書類やe-Taxなど署名用電子証明書による税務申告などに利用されています。

本年、10月5日より行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、引き続き関係法令が整備されることに伴い、本年12月28日をもって住民基本台帳カードの発行が停止され、それ以降は新規の発行ができなくなります。

ただし、それまで交付されている住民基本台帳カードについては、有効期限満了日または当該カードを個人番号カードに切りかえるまでは、みなし個人番号カードとして有効利用ができるようになっています。

また、本市では市独自利用として高田庁舎玄関に設置している証明書用自動交付機により、住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本など、各種証明書を交付できるサービスを提供しておりますが、今回マイナンバーに関する関係法令が改正されることに伴い、この独自利用を規定した豊後高田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を、平成28年1月1日より廃止することといたします。

なお、現在所有されている住民基本台帳カードで証明書用自動交付機をご利用できるよう、暗証番号を登録されている方は、カードの有効期限内もしくは個人番号カードに切りかえるまでは、引き続き証明書用自動交付機をご利用できます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 第58号議案について再質疑します。

9月議会の中で、阿部議員の質問の中で、もっと多くの地域に活用してほしいと言われたと思いますが、各地域が申請し、市は地域住民同士の信頼関係に頼って書類審査等、そして田畑等の面積を計測し、許可するという事だけでは、多額のお金も動きまわらずし、うまく回らないところは、行政として指導、監督する必要があるのではないかと思います。そのようなことは実態としてあるのでしょうか、お答えをお願いします。

第69号議案について質疑します。

このカードの取得の件で資料要求をしたら、全体的に1,000人ちょっとというぐらいのカード交付でした。このカードは、それほどたくさんの人に使ってもらってないということは、必要性がなかったのではないかと思うんですけども、そのところをお答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 農地整備課長、都甲賢治君。

○農地整備課長（都甲賢治君） 甲斐議員の再質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり、市の指導、それから県の指示事項と国の事業でございますので、審査は厳正にやっております。

指導に当たりましては、まず組織の設立の段階か

12月9日

ら地元の組織づくり、それから規約とか細かいところまで一緒に協力しながら作業しております。

それから、実施の段階においては、写真の撮り方とかそういったもの、それから申請時、それから報告時の書類の作成についても、適時各組織が取り組む内容がそれぞれの組織で異なっておりますので、実情に合ったような形で対応しておるところであります。

それから、まず抽出検査というのが年に数回ございまして、実際組織がどういうふうに取り組んでいるかということを県のほうと相談しながら、各組織を無作為に抽出して確認しておるところです。

いずれにしても、地元の協力、それから意欲がないとこういう事業は進みませんので、市で協力できることは職員全員で割り振りしまして、今協力して事業を推進しているところでございます。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 市参事兼市民課長、山田真一君。

○市参事兼市民課長（山田真一君） 再質疑にお答えをいたします。

住基カードは、本人確認の書類としては大変便利なカードでございますが、カードの発行に伴いまして500円の費用、そして電子証明ですね、e-Taxなどの電子証明を入れる場合はさらに500円、計1,000円の経費が必要になることから、拡大するところが難しかったところがあるかと思えます。

また、カードの利用の範囲が、現在市では住基カードを利用して自動交付機での発行、証明書の発行ができるようにしております。それ以外の多目的利用というのがやはり限定されておりますが、そういうことで広く市民の方に広がらなかった理由だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 第58号議案についてですけども、いろいろな組織づくりとか、写真の撮り方、書類のつくり方、検査、監査とかね、そういったことをやっているというところですよ。

無作為ということですけども、やはりうまく回っていないところもあるかと思えますので、今後ともみんなが、地域住民協力しているとは思いますが、そういうところもうまくいかないところもあるかと思えますので、地域で仲良くやっていただければ、行政のほうも心を尽くしてほしいと思えます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。議案質疑の通告を出しておりますが、資料などもいただきましたし、聞き取りなどでお聞きした結果、検討しましたが、第58号議案の1と第61号議案については今回は取り下げ、またしかるところで質問したいと思っております。

それでは、順次質疑をいたします。

最初、第58号議案、当初予算の補正について4点質疑をします。

1つは、私ども住宅リフォーム助成制度、市独自のものをつくれということを経年議論してきましたけれども、なかなか市長はほかの事業をやっているからということややってないんですけども、県が事業主体で在宅高齢者住宅改造の助成事業が実施されております。

これは補助率が高いんですけども、今回はなかなか従来はこういう制度についても利用者が全県的に少ないということで、私ども県の交渉では随分問題にしてみましたし、もう年々後の耐震化の高齢者の問題、子供部屋などの問題についても、毎年のように改善されてきております。

よって、高田の場合でも、今回年度途中で補正で申請者の便宜を図るということは、これは評価いたします。よって、事業効果についても今度の表を見ればわかるように、40万円の補助を出すことによって、何百万という事業をしている方もありますので、地元の大工さん、左官さんを始め、その関連する事業者にとっても経済効果が出ていると思うんです。

よって、今回の補正の根拠について簡単に説明をしてもらい、引き続き来年からも、私なんかも今度古家に移りそうなので、利用できれば利用していきたいと思っておりますので、ちょっと根拠を示してもらいたい。

次は、インフルエンザワクチンの助成事業で250万円追加されました。これは、大分合同新聞に市が今度の議会の議案説明をする中で紹介しているので、載りましたので、ある方からは、もう高田は永松市長が健康づくりに力を入れると、なるべく3年でも5年でも長生きしてほしいということだから、このインフルエンザについても無料にするんじゃないかというところもおるんです。

実は、私もまだ聞いてないと。聞き取りに聞いたら、そうではなくて、費用が今までよりも上乗せするけど、上乗せ分は市が丸々持って、市民の負担は1,000円でいこうというようなことのようなんですけども、それで全県の資料を要求しまして、宇佐がいいぞ、いいぞというのを聞いておりましたけども、宇佐と高田は一緒に、高田よりも今ある中では、そういう何市かは高田と同じ状況なんですよ。

よって、私は思い切って市長が健康づくりを促進すると、これはもうほんとと賛成です。私も前のときに宇佐の健康づくりを共産党の議員団として視察をして、高田ももっとやろうやという提起をしたこともあります。

よって、これも500円、費用がこの根拠についてまず説明してもらったと思うんですけどね、私は同じもう250万円出せば、大分県18市町村の中でも住民負担が一番軽くて、インフルエンザの予防接種ができると、そうなれば健康づくりの問題では随分成果が上がるんじゃないか、国保の医療費についても、抑制につながっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺も含めて答弁をさせていただいたと思います。

次が、坂ノ上の道路の問題なんですけども、前回も質問しまして、前回は平面図を要求したんですけど、今できてない。今回もできてないということだったけれども、資料をいただきまして大体わかりましたので、そう多くは質疑しませんが、今回本当ならば来年度事業中で実施をしようという当初の計画だったのが、今回前倒しで補正を組んで、早くやろうということも、これはいいことです。

私の生まれたのが、あちらのほうでありますので、中ノ坂の通りの300メートルの事業をする間うちゅうのは、ここの通行規制がありますのでね、もうそれよりも早くやったほうがいいと思いますんで、今度の1,500万円の予算を今回議決をすれば、いつごろまでに実際工事が完了して、通行ができるようになるかというのは、地域住民にとっては関心事でありますので、その点のみでいいですから、なるべく早く実施してもらいたいので、完了してもらいたいので聞いておきます。

あと補正予算の最後は、就学援助についてであります。

これは私はもうそれこそ何十年前から議論をしてまいりましてね、前の資料を比べて見ましたら、もう高田の場合、今回の補正予算においては、今まで旧豊後高田市と今回引き継いで見ても、今回最高の

予算になっているんです。だから、これを実施すれば、受給者も生徒数の割に最高の割合になります。よって、もうそのことは評価をしたいんですよ。

私どもも県で交渉しまして、全県の資料を持っております。後で教育長にも見解聞くんですけど、最初は今回の325万5,000円の追加というのは、これはこれまでの現行予算の13%増なんですよ。だから、この13%増になった要因分析ちゅうのが非常に大事なので、このいわゆる約325万5,000円の補正をする、この基礎じゃね。どういう理由でどういう要因でやるかということ、まず説明してもらったという質疑をしたいと思っております。

それから、次が第63号の条例と第73号の名誉市民の人選案の議案ですね、あわせて質疑したほうが答弁しやすいと思っておりますので、これは香々地の方から、かなり著名者の方からもお電話をいただいたし、市内でも元議員からもお電話をいただいたんですけど、皆さんは大分合同新聞にこの新市10周年を記念して名誉市民を選定すると、選ぶということでね、4人の名前まで載りましたわね、いうことでかなり話題を呼んでいるんで、私なりの考え方もありますけれども、基本的な条文については総務委員会で議論しますけれども、この本会議では基本的なことについて市民の前に明らかにしてもらいたいと思うんです。

1つ出しているのは、私なりに合併しました市だけじゃなくて、14市の条例を全部取り寄せて検討してみました。合併したうちのほとんどのところ、大野、竹田、国東、中津、宇佐、杵築、日田ですね、私の調査では、これでは、従来の合併する前には高田だった旧豊後高田市、真玉町、香々地町、それぞれのところにも名誉市民条例、町民条例などがあって、町長や市長が議会に諮って、基本的に満場一致で決まっていますわね。

旧高田で言いましたら、一松さんと酒井前の市長ですね。これは私が議員になる前の議会で決めていることなんですけれども、その人たちは、やっぱり合併になっても引き続き新しい市では、やっぱり名誉市民として引き継いでいこうという条例になっています。もうそれが私は本当じゃないかなと思うんです。

なのに、今ごろ10周年などといって、10周年の記念式典というのは、ことしの4月に終わっていますわね。それで、10周年で市民に貢献された方は、元歴代の議長ですね、全員に表彰されました。その他、区長会長なども表彰されましたわね。

12月9日

そのときに、あわせて名誉市民を表彰するから条例つくったちゅうんなら、少しはわかるんですけどね、本来ならば合併協議会で決めて、よそがやっているように引き続きやるというのが、これが基本ではなかろうかと思うんです。それが今のところ何かと。もう10周年ちゅうても、もう10周年は来年3月まででもう終わりなんですけどね。

庁舎が建設されたから、開庁式で発表するんかと思ったら、それもしないというわけでしょ。条例をよく読んでみましたら、新しく選ばれた方については、名誉市民の証書を差し上げます。記念品を差し上げますとなっているんですよ。ところが、今度選ぶ4人については、もう亡くなっている方だから証書もあげません。記念品もあげませんということになっているんですよ、条例では。それやったらね、ちょっと気の毒な話でしょう。約11年間は高田は空白やったわけよね。

やっぱり他市のように、例えば大田村で言うならば、前は西国東やったんだけど、高田と一緒にならんで杵築につきました。大田村の村議会では、名誉村民として田原隆さんをやっているんですよ。今は、田原隆さんは新市の名誉市民になっているんですよ、そういう条例でね。これやったら普通だと思えるんですよ。

ところが、高田の場合、今回は今までは6人おった者を、永松市長が議会に提案しているのは4人だけなんです。あと二人はどうなったかということで、香々地の方から問い合わせがあったけど、それは聞いてみらんとわからんちゅうことで、きょう質疑しているんですけどね。

だから、1つの質疑が他市のようになぜなくて、今ごろ10年間空白、約11年空白なのに、今から新しい人を選ぶと。本当に新しい人ならわかるんじゃないけど、元選んだ人の中から、6人の中から4人だけ選ぶというのはね、何か異常じゃないかと思うんですけども、その辺を市長、説明してもらえんしょうか。

2つ目の問題は、普通だったら条例を市長が提案し、議会が議決をした後に、条例に基づいて誰々を選ぶというのが筋だと思うんですよ。そして、例えば今回でもどうしても急ぐというならば、初日に議長にお願いして、この議案だけは先にやってもらってですよ。この議案ちゅうのは第63号議案だけやってもらって、そこで決まってから追加議案で最後の日に第60号議案を出すというんなら、執行部と議会

の関係わかるんですが、まだ議案の審議もしていない、議案を決定していないのにね、誰々を選びますというのが同時に出た。しかも、議会は知らないうちに新聞で発表された。これではね、議長、議会に対して余りにも失礼というよりも、侮辱しているんじゃないですか。これじゃ議会は要らんもんじゃないですか。

私は、特に河野正春議長のときにね、よく3年間頑張っていたいただきましたけれども、何度も問題にしたと思いますよ。重要案件については、事前にせめて議長と相談すべきじゃないかと。あるいは、こういう問題だったら、総務委員長と相談すべきじゃないかとね。何も事前に相談せんまま、「市長の権限で俺が議会に出したら、反対する者がおるんか」と、「大石以外におるんか」という態度じゃいかんと。もつと議会を尊重せんと、市政はうまくいかんじゃないかという議論をしてきましたね。そのために、市長も今後はそげしますとか、よく相談しとるつもりですとかいうことを繰り返してきましたけれどもね、今度の問題だけは、これは単なる現職の議員だけの問題じゃないんですよ。前の真玉町議会で議決をした、満場一致で。香々地の町議会で満場一致で議決した、その議決したうちの2人のうち1人はだめだということになるんですよ。

前の議会は何だったんかと問われる問題になるんですよ。こんな失礼な話はないでしょう。だから、私たち現職の議員を侮辱しただけで、前の議員に対してもこれは侮辱ですよ。だから、私はこういう問題は条例が可決された後ですよ、誰を選ぶかというのは、やはり特に合併協議会で決まらなかった問題だけに、高田の代表、真玉の代表、香々地の代表も集まって、各種団体なども意見を聞いて、誰からも喜ばれる、なるほど豊後高田市のために貢献しとるね、もう名誉市民として選ぶべきだと、そういう人をよく慎重に議論をして決めて、市長が提案するというんならすんなりいったと思いますよ。なぜそれができなかつたのかちゅうのが、2つ目の質疑です。

3つ目の問題はね、名誉市民に対してどういような今後特典があるかったら、公式の行事に案内します。もう亡くなった人は公式の行事に出れんでしょう。

でも、二、三、2つ書いていますわね。いずれについても、もうしょうがないんやけど、3つ目のところに名誉市民に対して、市長が必要と認める特典

及び待遇をすることとなっております。市長が選ぶとしたら4人に対してね、もう亡くなっている方なんですけども、この特典、待遇とはどういうことを考えておるんですか。選んだ人たちに、もう証書はあげません。記念品はあげませんと、式典にも案内もしませんと、でしょう。今度は、特典、待遇とはどういうことなのか、市民にわかるように説明してください。

以上が3つの質疑ですね。

次は、第64号議案のマイナンバー制度の導入に基づきます、これは市が新しく制定する条例なんですけれども、長くは申しませんが、この中で私は3つのことを質疑しているんですけども、1つは市が独自事業でやる事務で必要な事項を条例で定めるということになって、定めているんですけども、個人番号の利用の範囲、これ外国人に対する対応なんですけれども、ちょっと市民がわかるように簡潔に、わかるように説明してもらいたい。

それから、特定個人情報の提供についてという5条の関係で、生活保護の関係なんですけれども、この条例を制定することによって、現行とどういう点が生活保護行政では変わってくるのかね。

それから、3番目が、いろんなところに「規定で定める」となっておりますが、規定で定めるということは、これは市民は誰でもわからんのか、せめて市議員にわかるように、どういうことを規定で定めるということなのかね、説明してもらったと思います。

最後に、第72号議案でありますけれども、これも私県下の条例案を調べてみたら、高田の場合矛盾を感じます。

これは、今回は第72号ですかね、介護保険の条例の改定なんですけれども、これもマイナンバー制度の伴う条例改定なんですけども、よく読んでみますと、これも市長が第5次改定のときに、「やはり低所得者に対しては市独自の軽減制度をつくらにゃいかん」と、提案理由説明の中で強調された点なんです。その申告をする方々のマイナンバーのことを書かれてるんです。

ところが、国民健康保険条例でも、災害などで被害を受けた方が国保税の減免を申請することができるようになってます。これは、介護保険についても、今9段階に変えましたが、その中でもこういう方々についてはということで、若干本年度からその条件緩和しましてね、市民にとってはよくなっ

たんですよ。そのことも評価しております。

よって、国保のほうは同じ減免制度、申請制度なんですけども、これは条例改定がなくて、介護保険だけあるというのは、ちょっと矛盾点なんです。だから、国保で減免申請するのに条例改定しなくて、マイナンバーは関係なくやれるとなればね、介護保険もやらんとおかしいというのが私の見解なんですけども、市長どう思いますか。

その辺をね、できたら申請する方々というのは、もう低所得者でしょう。なかなか、あるいは障がい者の方などもおましてね、なかなかやっぱ申請事務は大変なんです。マイナンバーができて、国保はマイナンバーを書かなくてもいいよと、こっちは書かずにいかによという条例になっているんですけども、その辺どうなのか説明してください。

以上です。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 議員ご質疑の第60号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてお答えいたします。

本条例第4条で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定される事務以外に、個人番号を豊後高田市独自に利用する範囲などをお示ししております。

現在、外国人に対する生活保護が生活保護法に規定がなく、厚生労働省からの通知によって日本人と同様に扱われております。

今回、マイナンバー法の規定に生活保護法が掲載されていることから、外国人に対しての生活保護事務を日本人と同様のものとするため、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務のみを、本市独自事務として別表第1に掲載いたしております。

次に、第5条特定個人情報の影響についてでございます。

別表第3で、今回独自利用する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理する場合に限り、教育委員会は特定個人情報を提供するものと規定いたしております。

今回、規則に定める主なものは、外国人の生活保護の決定及び実施、就労自立支援給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収に関する事務など

12月9日

でございます。

今回、外国人の生活保護の申請の際に、日本人と同様にマイナンバーを記載するように求めることとなりますが、それ以外の影響はないと考えております。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、私からは在宅高齢者住宅改造助成事業についてのご質疑にお答えします。

本事業につきましては、在宅高齢者が日常生活において直接利用する住宅の設備を、在宅高齢者に適するように改造する場合に、補助対象上限額60万円の事業費に対して、県、市でそれぞれ3分の1ずつ助成する事業でございます。

本年度につきましては、4月の県からの1次募集を受けまして、市報やケーブルテレビで募集を行ったところ、5件の申請があり、すでに3件が完了し、2件が現在改修を行っているところでございます。

また、8月の2次募集案内を受けまして、9月の敬老月間の市報の特集記事にあわせた掲載や、ケーブルテレビでの募集により4件の利用申請があり、現在県から内示をいただいているところであります。

さらに、今回、県より3次募集がありましたことから、本事業の利用を希望されております1件について、申請を行うため補正するものであります。これによりまして、本年度の事業実施件数は10件となります。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長(伊南富士子君) 私のほうからは、インフルエンザワクチンの助成事業についてお答えいたします。

この事業は、高齢者施設などでのインフルエンザの集団感染が社会問題化になったことを受けて、平成13年より65歳以上の高齢者を対象に、予防接種法に基づく定期接種に位置づけて実施しているものでございます。

本市の65歳以上の方のうちの6割、約4,900の方がこの予防接種を受けておられまして、自己負担額は1,000円でございます。生活保護の方は無料となっております。

今年度からインフルエンザワクチンの株が3種類から4種類にふえましたことから、ワクチン単価が1人当たり約500円増額されましたことによりまして、

今回医療機関にお支払いする委託料を1人当たり500円増額補正するものでございます。

自己負担につきましては、1,000円で据え置きにしております。当市の自己負担額は、県内18市町村におきましては一番安い金額で設定しておりまして、今回のワクチン改定で自己負担を増額する市もある中での据え置きでございますので、議員ご指摘の自己負担額をさらに軽減することは考えておりません。

今回、ワクチン効果が拡充されましたことから、高齢者の皆様にはぜひ早目に予防接種を受けていただき、この冬もインフルエンザを予防し、お元気で過ごしていただきたいと思っております。

○議長(安達 隆君) 建設課長兼都市建築課長、永松史年君。

○建設課長兼都市建築課長(永松史年君) 第58号議案に関するご質疑のうち、市道坂ノ上線道路改良事業の工期についてお答えいたします。

市道坂ノ上線道路改良事業につきましては、さきの9月議会でもご答弁申し上げましたように、本路線は道路幅員も狭く、勾配も急であるため離合も困難な状況でありましたが、今回地権者のご協力が得られたことにより、事業着手に至ったところであり、危険解消のためにも早急な整備が必要であると考えております。

また、現在事業を進めております市道入津原中之島線道路改良工事において、車両通行どめが必要となるため、その間の迂回路としても本路線の早期整備が必要となることから、今回工事費の追加補正を行い、早期完成を図りたいと考えているところでございます。

通行可能な時期につきましては、来年度事業の交付金の早着申請により早期事業着手ができれば、平成28年秋ごろの完成を予定しております。

今後につきましては、一日も早い完成を行えるよう、現場監理等に努めてまいりたいと考えております。

○議長(安達 隆君) 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長(小川 匡君) 第58号議案のうち、小中学校の就学援助事業についてお答えいたします。

本市における就学援助につきましては、経済的理由によって就学困難な児童また生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行うものであります。

小中学生の就学援助支給者は、平成27年度当初予算におきまして、過去の実績等を考慮し、小学生171名、中学生86名を積算し、予算計上を行いました。しかしながら、支給対象者の増加により、現時点では小学生190名、中学生で96名と見込んでおります。

今回の補正につきましては、小学生19名、中学生10名の支給対象者の増加によります事業費の増であります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 第63号議案、それから、第73号議案の名誉市民条例の制定についてお答えをいたします。

名誉市民条例につきましては、市長が提案理由で申し上げましたとおり、合併時に協議が整いませんでしたので、新市において調整するというので、制度のないまま現在までに至っております。

この理由は、旧豊後高田市と旧真玉町、旧香々地町の名誉市民、名誉町民の基準に大きな差があり、豊後高田市には寄付の基準がなかったことでございます。

今回、新市10周年という節目の時期でございますので、遅くはなりましたが、名誉市民条例を提案させていただくものでございます。

それとともに、旧市町の制度の整合を図ることと、他市の名誉市民の状況を踏まえまして、名誉市民と特別市民の2つに分けることといたしました。

名誉市民につきましては、公共の福祉の増進、社会の進展のために市政、県政、国政、その他で多大な功績を上げて、郷土の発展に尽くされた方とさせていただきます、特別市民につきましては、高額寄付の方とさせていただきますものでございます。

この基準で、旧市町の名誉市民、名誉町民であった方の中から4名の方を新市の名誉市民として提案させていただくものでございます。

寄付によります名誉町民であった3名の方につきましては、特別市民とさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、特別市民につきましては、今後合併以後、一定の寄付をいただいた方を対象にしたいと考えております。

次に、条例制定後に選任すべき案件ではないかということでございますけれども、今回同時提案させていただきましたのは、どういう人を名誉市民にするのか、具体的な名前を提示させていただきまして、

それによって条例そのものの内容についても議論を深めていただくために、今回の形で提案をさせていただいたものでございます。

次に、市長が必要と認める特典及び待遇とありますけれども、現在のところ条例に規定をしております以外には、具体的には想定しておりません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） 第71号議案の介護保険料の徴収猶予及び保険料の減免についてお答えをいたします。

まず、介護と国保の整合性についてでございます。介護保険における徴収猶予及び減免は、番号法別表第1で保険料の徴収または保険料の賦課に関する事務が平成28年1月から番号利用事務とされ、様式に「個人番号を追加する」となっていること、また、別表第2で保険料の減免または徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務が情報連携事務として個人番号を取得しなければならない業務であると規定されましたので、改正案を提出いたしました。

一方、国民健康保険における減免につきましては、同じく別表第1で個人番号を利用できる事務と定められていますが、別表第2では情報連携事務として、介護保険で規定されているような減免に関する規定がありません。そのため、国民健康保険税における減免申請書の提出時には、個人番号の記載を求める必要はないと判断し、今回条例整備を行わなかったものであります。

なお、介護保険におきましては、対象者が高齢者であるため、通知カードがどこに行ったかわからないなど、ご自身の個人番号がわからないケースがあるかと思われまますので、国が示しておりますガイドライン、個人番号を取り扱うガイドラインの中で、確認が困難な場合の取り扱いが示されていますので、そのガイドラインにのっとり職員が住民基本台帳等で確認し、記載するなど、手続が利用者にとって過度の負担とならないように配慮に努めたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、個人番号の取り扱いに関しましては、番号法等に基づき厳格なルールが定められていますので、個人番号を取り扱うこととなる担当課といたしましては、ガイドライン等に基づき、適正な取り扱いを徹底してまいり所存でございます。



以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 第58号の住宅改造についてですが、なかなかこれは予定よりも希望者が多かったということですね。県も来年度から続けるようですが、市もことしの実績に伴って、来年はせめて10件ぐらいの予算を組むべきだと思いますけど、そういう前向きの姿勢で取り組む考え方なのか、市長にですね。

それから、あとはインフルエンザについては、市長、これ65歳以上が対象なんですけども、今課長があったとおりになんです。高田だけが1,000円じゃないんですよ。1,000円のとこ何箇所もあるんですけどね、今のところ18市町村では、1,000円というのが一番安いんですよ。

けども、市長が3万人を目指す、そして健康づくりに力を入れるとなるとね、やっぱり今の受診率が半分ちょっとなんですけども、私もまだしてないんですが、やっぱり受診率を引き上げていくためにも、高田は特別に半額にすると、今までの半額、そういう措置を市長がとったら、もっと効果が上がるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

次は、第63号議案と第73号議案ね、さっき65と言ったように間違いでしたね。のことで、今総務課長から聞いたんですけどね、ちょっと遅くなってというのがあったけども、遅いぐらいのもんじゃないでしょう。こんな高田みたいな方式をとつるのは、大分県で高田だけなんですよ。

しかも、新しく条例つくって、新しく市の名誉市民に選ぶと言いながらね、今まで選ばれた方の中から4人だけを選ぶことになったでしょ。だから、私の指摘している前の町議会で決めた名誉真玉町民、名誉香々地町民の方は、どういうことになるんですか。落とされるんですよ、名誉市民から。前の議会が議決したことは何だったんかということが問われるということになりませんか、市長。これ大きな問題なんですよ。

よその市がみんなそういう方法で、前の方は引き続き新市でも名誉市民となっているんじゃないから、何ら問題ないでしょう。ほんなら、今新しい議員さんたちに、もう私が議員になるよりも前に決めた方々について、豊後高田市に貢献したから、今から新しく選ぶってもね、なかなか審議のそれが適切であるかどうかという審議というのは、相当の資料がないと選びにくいんですよ。

しかし、前の議会で決めた人なんだから、そのまま引き継ぐというんならね、これは前の議会を尊重することになりますから、これならすつとすんなり同意できますし、前の名誉市民、名誉町民になった方々も、空白を埋めるんですよ、この条例を合併当時から施行すると。それで、前の名誉市民、町民はそのまま引き継ぐとなればね、よそは「引き継ぐ」という言葉を使っていますね。そのまま適用するとなっています。そうすれば何ら問題ないでしょう。それがなぜできないかちゅうのは、市長、市民にわかるように説明してください。

何か今特別市民なんか名前でしたけど、特別市民なんちゅうのは条例制定でも何でもありません。私たちが審議しているのは名誉市民なんです。私が言っているのは、前の旧市や町で名誉市民と議会で議決された人を、何で落とすんかというわけよ。落とすほうがおかしいんじゃないんですか、これは。

それと条例と人選案を一緒に出して、同時に審議してもらえばいいちゅう話、そんなもんじゃないでしょうが、議会は。

なら、前もってね、合併協議会でなぜ決まらなかったかというのは、公式見解はどうですか。私は前合併協議会の方にも会っていろいろ聞いてみました。あなた方の市長、公式見解は文書が残っているのは、どう書いておられますか。なぜ合併協議会で一致しなくて、合併当時からこの条例が制定できなかったのか、統一見解を出してください。文書が残っているのを読み上げてください。

それがいまだにね、今ごろになって約11年たって出てきたちゅうのはなぜかということを知りたいんですよ。これは市民におおびせんにやいかん問題じゃないですか。

そして、私はもう引き継いでいるものと思った。だって、今の市役所の庁舎には、応接室に名誉市民の写真が飾られています。続いているとも思いますよ。香々地に行ったら、香々地にも2人の方が写真飾られていますよ。これ引き継いでいるものと町民は思っているんじゃないんですか。

それで、いつからこの話は公式に部内ではどういうメンバーで議論をしてきて今日になったのか、10年間審議してやっと決まったということなんですか。時の議長に聞いてみましたが、全然相談も受けてないと。真玉の方、香々地の議員に聞いても、何ら相談は受けてないと。市長の独断で決めたんじゃないかと、私は市長の独断政治を問題にしてきたんで

す、今まで。こんな合併協議会で決まらなかったものを、より慎重に慎重を重ねて、しかも名誉市民なんていうのは、誰かがぼっと決めて、はいはいっちゃうもんじゃありません。だから、それはどういうメンバーで条例制定をいつから議論してきたのか、今後の4人の人選については、どういうメンバーが集まって決めたのか、それは議会の代表も自治会の代表なども、各種団体の代表なども入れて、10年間の空白があっただけに、慎重に慎重にやるべきだと思うんですが、市長はどうなのか、市長の見解を聞きたいんですよ。細かい問題は総務委員会でやりますけどね。

それから、新しく決まったけれども、証書も差し上げません、新しい市の市長が名誉市民が新しく決まりましたと、証書も差し上げません。記念品も贈りません。あと何も特典ありませんっちゃうことでしょう。あと特典はありませんと、これどう思いますか。何でそんなものをそんな条例になるのかというのね、一般市民から見たら「永松市長も今度やめたら、してもらいたいけんやるんじゃ」というのが市民の声ですよ。きのうある議員からも言われました。

そりゃ、するかしないかは市長がやめた後の話じゃわね。後の市長がどうするかで決めることなんじゃけど、「これは永松市長のためにつくるんかや」と、こうなるんですよ、市民の声は。だから、これは不自然だから、私はこの10年間空白については市民におわびをすると。誰が見ても公平、民主的に慎重に審議をした結果こうなったという方法をとってもらいたいと。

行き着くところは、私は他市に学んで、そのまま条例を引き継いで、前の議会で満場一致で決まっているなら、今でもそのまま継ぐという方法を議会で議決するのが一番いいんじゃないかと思うんですが、市長の見解を求めます。

次は、マイナンバー制度のことですね、外国人の生活保護などの関係なんですけれども、厚生省で私ども生活と健康を守る会の代表が交渉しましたら、外国人であっても日本人であっても、生活保護の申請にはマイナンバーを記載してないでもやれるんだという見解が出ております。

あるいは、税金申告用紙にもマイナンバーを書くようになってはいるけれども、法ではなっているけれども、今書かなくても問題ないというのを、ちゃんと公式見解が出ています。その点で、実際に生活保

護関係で今保護申請などが年間どのぐらいあるんでしょうか。それで、今条例つくろうとつくらないと、生活保護申請にはマイナンバーが書かなくてもやれるという判断を私どもは聞いているんですけども、それではないんでしょうか。

それから、年金についての課長、国保はいいけれども、年金のほうの減免申請はマイナンバーを書かんといかんっちゃうけども、これも厚生省の見解では、書かなくてもよいというふうに回答をいただいております。よって、こういう条例は必要ないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

それから、さかのぼりますが、教育委員会の先ほどの就学援助が予定していたよりもふえたという問題ですね。よって、これはもう申請があった方が先ほどの小学生で19人、中学生で10人というのは、もう申請の数なんですか。今後申請がされるということで補正予算を組んでいるんですか。それが1つね。

それから、もう一つは、どういう方がこの準要保護の基準に当たるんですかという表をもらいましたけど、所得で出ているんですよ。生活保護の場合の計算は、全部収入認定っちゃうのは、もう収入で決まるんですよ。

収入計算のほうが生保護の関係は非常にわかりやすいんですけども、それやったら標準家庭でということになるのか、特に母子家庭の場合は、母子加算がありますから、この金額は変わってきます。それから、借家に住んでいる方も随分おりますが、市営住宅を含めて借家に住んでいる方も、この基準が変わってきます。そういうものもわかりやすく説明してもらいたいと思います。

それから、年度途中からできるんですが、市外から市内の小中学校に転入した場合の扱い、これは周知をどうしているのかね、この方々についても権利があるんですけども、周知した結果、これだけ予定よりもふえたということなのかもしれませんので、説明してください。

よって、高田の定住対策が成功した、成功したとか言うんならば、小中学生で他市から転入された方がわかる数字で、どこの学校が一番多いのか、小学生何ぼ、中学生どれぐらいの転入があっているのか、その転入者については、この就学援助制度が周知されて、何人かでも申請されて適用されているのかどうかを聞きます。

そのぐらいにしておこうかね。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

12月9日

○市長（永松博文君） それでは、私からお答えをいたします。

この名誉市民条例につきましても、これほどおくれなりましたことは、非常に申し訳なく思っています。非常に市民の方にも私はおおびしたいと思えます。本当に済みませんでした。

これなかなか難しい問題でした。合併のときに、要は豊後高田は寄付をした方を名誉市民にしない。そして、真玉、香々地は寄付をした方を名誉市民にしているという、非常にそうしますと同じやはり基準でなきゃならんだろうと。そうなった場合には、豊後高田で寄付をした人は名誉市民になってないという、ならないということでもあります。それで、合併で協議ができなかったわけでもあります。

そういうふうな中で、どうしてもやはり名誉市民条例等を今しなきゃならんということの中で、今回10周年を期に何とかこれをご提案して、皆さん方とご協議をしようということでもあります。

その前に、各市の条例も見せていただきました。確かに杵築の場合は、大石議員が言われるように、杵築の名誉市民は一松定吉さんと、それから田原隆さんであります。この2人です。だから、条件としてはほとんど同じ条件だったんだろうという、そういうことの中で、各市もよくわかりませんが、ほとんどやはり寄付は重点に置いてないところが多いのではないかと、ずっと見ますとよくわかりませんが、大分市も福田平八郎さん、上田保さん、安東玉彦さん、高山辰雄さん、村山富市さんとかいうふうな、そういう感じになっているわけでもあります。

そういう面でも、やはりここでこれから高田と、それから旧真玉、香々地と一緒にするには、やはりそこ辺のもので同列になきゃならんのではないかと。そういうことの中で、そうすると先ほど議員から話が出ましたように、今真玉、香々地、今まで名誉市民になっていた人をどうするかという議論が、非常に難しい問題でありました。

そういう中で、これはこれから特別市民という制度をつくって、そしてそれは合併して以後、そういうある基準をつくって、それを寄付した人を特別市民にさせていただくと、そういうことでもう我慢していただこうと、そういうことでもあります。

それから、今回なぜ同時提案をしたかと、先ほど課長が申し上げましたように、現在もう名誉市民になっている方々に、そういう面でもこの条例と見合

わせてみて、皆さん方も名誉市民と特別市民というふうに、こういうふうに分けさせていただくと。なるほど、この人とこの人はそうなのかと。

そういうことの中で、皆さん方に議論していただくために提案したわけであって、ここで我々が決めたわけじゃなくって、皆さん議論してくださいと、そういうことでご提案したわけでもあります。

だから、誰が何とかしたかって提案した人は、市でやったことは間違いありません。それから、新聞に載ったのは何かと、これは議運で皆さん方にご提案して、それを議会でこういうことをするという、例年どおりに記者に発表をするわけでありますから、そうすると議案として出ているんですから、私が独自にこの人とこの人をするというわけではなくって、こういう人を提案しますということだから新聞に載ったわけでもあります。だから、今提案した後になって、この人が名誉市民になったということ、これは皆さん方が決める話であります。

そういう面でも、今回は特になぜ今まで、これから新しくするとかいうんじゃないで、今名誉市民になっている人、これはするかせんか、確かにおっしゃるような、今までにしてもそうなった人でも、それはいいじゃないかという議論もあるかもしれません。

しかし、よその名誉を見ても、なかなかそうはないようにありますし、それと同時に、どうしても高田市民がそういう寄付をした方はいらっしゃいますけれども、それはなっていないということで、だから公平性をして、これからの人たちをもう皆さんが寄付をある一定限度の、だから今回の名誉市民になった方の金額は考えない、これからはいいんじゃないかと思っていますし、そしてこの方については、これくらいの金額以上の人は特別市民にするとか、そういうことで公平性を保ちたいと、そういうことで、今回こういうふうな条例と、それからこういう人をさせていただくんだということと同時に提案したのは、そういう理由であります。他意はありません。

と同時に、新聞も私独自でこの人をするというんじゃない、こういうふうにご提案するというを新聞が書いたという、そういうことでもあります。

そういう面でも、皆さん方にぜひご理解いただきたいのは、余りにも差があり過ぎると。だから、大石議員さんが言われる杵築はそういうことなんで、一松さんと田原さんを一緒にしたと、そういうことできちっといけたわけでありますけれども、そういう面では、私どもも名誉市民というのは、各市ともほと

んどそんなに多くありません。時には多いところもありますけれども、ただそういう面で、私は今までの旧豊後高田市と旧真玉町と旧香々地と、どこかでやっぱ整合性をとる必要があると。

そういうものの中で、今こういうふうにしておられました。非常にこれは申し訳ないと。ただ、なかなか難しい問題だと思います。

そういう面で、皆さん方にご議論していただこうと。そして、この10周年を期にちゃんとしたものをさせていただきたいと、そういうことでさせていただいたものであります。

以上であります。その他については、担当課長に説明させます。

以上です。

**○18番（大石忠昭君）** 議長、いいですか。議事進行で市長から長々答弁がありましたけどね、私が言ってる肝心の点ね、いつからどういう審議にしてね、真玉や香々地の代表、高田の代表なども含める議会の代表や、自治会の代表なんか含めて審議会でやるべきじゃないかということをお答えでないですよ。

同時に出して何が悪いのか、ここで審議してもらえないじゃないかと。なら、市長が出したのに対して、皆さん面と向かって反対できますか。なかなか今までの例でないじゃないか。「おれが出した以上は、どうせ大石が言うたって賛成する」という前提があるような、あるんじゃないか。だからこんなことになるんですからね、その辺の経過をぴしゃっとやってください。これ大事な問題なんです。

私は、新聞社についても新聞社に発表した以上、書くのが、書いたら悪いなんか言ってないですよ。しかし、発表したじゃないかと、発表する前に、もっとこういう問題、人事問題っちゅうのは慎重に慎重にやって、なまかたできたから条例出そう、人選も出そうというのが本当じゃないかという、この問題について議論がないんですよ。答弁ないじゃないか。今度はちゃんと答えてくださいよ。今の市長の答弁になってないですよ、長い割に。

**○議長（安達 隆君）** 議事を進行します。

ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

**○ウェルネス推進課長（伊南富士子君）** インフルエンザのワクチンの自己負担額を減額ということ、健康づくりの観点からというご質問でございますが、健康づくりの観点から申しますと、それ以上に抵抗力とか免疫力を高める取り組みが重要でありまして、そういったことをサロンとか対象者の方々に健康情

報でお伝えすることや、手洗い、うがいということが重要ということは、予防の上で必要でございますので、そういう予防策を徹底することがまず重要かと考えておりますので、現在のところ軽減については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（安達 隆君）** 社会福祉課長、植田克己君。

**○社会福祉課長（植田克己君）** 大石議員の再質疑にお答えします。

まず、在宅高齢者住宅改築事業の来年度の予算につきましては、これまでの実績を踏まえて要望をしてみたいと思います。

また、利用規模の状況や県の事業募集の状況もありますので、補正等も検討してみたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

次に、生活保護の申請件数につきましては、平成26年度で新規で20件。（○18番（大石忠昭君） 外国人のことよ。）外国人については、本年度申請がございません。（○18番（大石忠昭君） なし。）はい。生活保護のマイナンバーの記載の要件については、国からも通知をいただいておりますけれども、生活保護の要件とはされておらないというところがございますけれども、マイナンバー法に生活保護法が位置づけられておりますので、申請を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するように求めることとなるということになります。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 保険年金課長、飯沼憲一君。

**○保険年金課長（飯沼憲一君）** 大石議員の再質疑にお答えいたします。

議員のおっしゃった年金についてでございますが、年金は当面マイナンバーは不要とされています。それは国が言っています。それは、日本年金機構による情報漏洩問題があったため、日本年金機構自体が受け取れないようになっている、そういった理由からでございます。

今回条例に出しておる介護保険につきましては、そのほかの情報として県内14市中の担当にお伺いしたところ、来年1月から介護保険料の徴収猶予または減免の申請において個人番号を求めるとした市は10市に上りまして、多数でございました。

なお、国保の減免等につきましては、同じように聞いたところ、個人番号を求めるとした市が少数でございましたので、そのようなことも考慮して判断した条例提案でございました。

12月9日

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

今回の補正で、小学生19名、中学生10名の支給対象者の増で、事業費の増を行ったんですが、この人数につきましては、今後の見込みも含まれております。

次に、母子加算及び住宅加算につきましては、ケースによってさまざまですので、それぞれの状況に応じて対応しております。

次に、他市から本市に転入された数ですが、小学校で13名、中学校で9名であります。学校名につきましては、個人情報等もありますので、控えさせていただきます。

他市から入って来られた方の周知ではありますが、学校を通じて行っております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第58号議案から第73号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 河 野 徳 久